

## 「独占禁止法研究会報告書」に対する意見書要旨

	報 告 書	日 弁 連 意 見 書
第 1 課徴金	課徴金の率（現行は売上の6%）の引上げ、具体的率は明示せず。	賛成。少なくとも20%以上への引上げが必要。
	課徴金の性格付の変更。 「不当利得の剥奪」から「社会に及ぼした経済的厚生損失を負担させるもの」に。	賛成。より端的に行政上の制裁金であるとする考え方も十分検討に値する。
	課徴金の加算制度	賛成。
	課徴金を引き上げるとともに刑罰を課すとしても憲法39条二重処罰にあたらぬ。	賛成。課徴金と刑事罰は趣旨、目的、手法が異なる。
	措置減免制度の導入 要件は 違反者が公取委に十分な情報提供をすること。 違反行為からの離脱。 措置減免対象者に刑事責任を課さない扱いとする。	賛成。
第 2 刑事罰	価格カルテル以外のカルテルや、私的独占への課徴金の導入。	賛成。 不公正な取引方法へも導入すべき。
	独禁法違反調査への犯則調査手続の導入。	賛成。 但し、犯則調査をする要件を公開すべきである。
	専属告発制の維持。	反対。
	東京高裁専属管轄の廃止、各地方裁判所と東京地裁に管轄を認める。	賛成。 但し、東京地裁に独自の管轄を認めるのは反対。
	不公正な取引方法への刑罰の導入。	行為が悪質な類型に限り、構成要件を明確にするとの条件の下に賛成。
第 3 審判手続	排除措置と課徴金納付命令の一体化。	賛成。
第 4 民事上の措置	触れず。	損害賠償、差止の強化改正を検討すべき。団体訴権制度の立法化を急ぐべきである。